

JSCPA 調査報 「法令・通知・基準改正」バックナンバー

過去の JSCPA 調査報に掲載した「法令・通知・基準改正」をまとめて本 PDF ファイルに掲載しています。

本資料の記載内容は、当団体が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。法令変更、金融情勢の変化などにより、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

本資料に関する権利は、公益社団法人日本年金数理人会に帰属し、本資料の一部または全部の無断複写複製を禁じます。

法令・通知・基準改正 (2017年5月-8月) (第17号)

法令・通知改正

厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金に関する事務連絡

関係事務連絡(平成29年5月29日)

私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&Aについて

主な内容

「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」(平成29年厚生労働省告示第211号)の施行に伴う「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&A」の制定

厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金に関する通知

関係通知

個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について(年発0530第5号)(平成29年5月30日)

主な内容

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)施行後に私的年金関係事業者による個人情報漏えい等が発覚した場合、及び「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」に規定する措置が講じられなかったことにより個人情報の漏えい等が発生した場合の私的年金関係事業者からの地方厚生(支)局長への速やかな報告の周知

確定給付企業年金制度に関する通知

関係通知

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う確定給付企業年金が存続厚生年金基金から支給義務を承継した独自給付の取扱いについて(年企発0710第1号)(平成29年7月10日)

主な内容

老齢厚生年金の受給資格の1つである保険料納付済等期間の短縮(25年⇒10年:平成29年8月1日施行)に伴う、厚生年金基金から支給義務を承継した確定給付企業年金における独自給付(老齢基礎年金、老齢厚生年金等の受給権を有しない者に対する独自給付)の取扱い

- ・年金機能強化法施行日前に承継した独自給付の支給義務に関する考え方
- ・加入者及び受給権者等に対する周知

厚生年金基金に関する告示

関係告示

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の算出方法(平成26年厚生労働省告示第95号)の利率(平成29年厚生労働省告示第280号)(平成29年8月28日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時又は解散時に国に納付する最低責任準備金を算定する場合に適用する利回りを次の通り定めるもの。
 - ・期ズレなしの利回り(平成28年度):年5.47%
 - ・期ズレありの利回り(平成30年(暦年)):年5.47%

法令・通知・基準改正（2017年1月-4月）（第16号）

法令・通知改正

確定拠出年金制度に関する政令

関係政令

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(政令第15号)(平成29年2月8日)

主な内容

- 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)の一部改正
 - ・年単位化に伴う拠出の方法を規定
 - ・年単位化に伴う拠出限度額の規定の改正
 - ・年単位化に伴う企業型DCに係る掛金の納付期限日の設定
 - ・その他所要の改正
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第74号)の一部改正
 - ・存続厚生年金基金の実施事業主が企業型DCを実施している場合の拠出限度額について、確定拠出年金法施行令の一部改正と同様に改正
 - ・その他所要の改正
- 確定拠出年金の掛金の拠出規制単位の年単位化に伴う所要の経過措置の実施(平成30年1月1日施行)

確定拠出年金制度に関する事務連絡

関係事務連絡

確定拠出年金法Q&Aの改定について(平成29年2月16日)

主な内容

平成29年1月1日から個人型確定拠出年金の加入可能範囲が拡大されたことに伴うQ&Aの改定

確定給付企業年金制度に関する告示

関係告示

確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号及び第2号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件(厚生労働省告示第45号)(平成29年2月21日)

主な内容

確定給付企業年金の継続基準の平成29年度の下限予定利率:▲0.1%

関係告示

確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率の一部を改正する件(厚生労働省告示第46号)(平成29年2月21日)

主な内容

確定給付企業年金の非継続基準の平成29年度に適用する予定利率:1.46%

厚生年金基金制度に関する告示

関係告示

廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件(厚生労働省告示第47号)(平成29年2月21日)

主な内容

存続厚生年金基金の非継続基準の平成29年度に適用する予定利率:1.46%

厚生年金基金制度・確定給付企業年金制度に関する通知

関係通知

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正並びに厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約変更について(年企発0221第1号)(平成29年2月21日)

主な内容

- 「厚生年金基金の予定利率の下限等について(平成9年3月31日企国発第23号)」の一部改正
 - ・厚生年金基金の回復計画及び解散計画におけるプラスアルファ部分の最低積立基準額算定に使用する予定利率のうち企業年金連合会の通算企業年金の予定利率を勘案して定める率を2.25%から1.5%へ変更
 - ・厚生年金基金の継続基準の平成29年度の下限予定利率:▲0.1%
- 厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約の変更について
 - ・予定利率の下限を引用している厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、予定利率の下限をそのまま引用することが不適切である場合には、規約の変更が必要である旨を通知

確定拠出年金制度に関する通知

関係通知

「確定拠出年金制度について」の一部改正について(年発0321第5号)(平成29年3月21日)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について(年企発0321第1号)(平成29年3月21日)

主な内容

退職手当制度から企業型年金に移換できる資産について、分割移換期間に応じて加える利子に相当する額の利率を、「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号の規定に基づいて厚生労働大臣が定める率」から「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号の規定に基づいて厚生労働大臣が定める率(零を下回る場合にあっては、零)」へ変更するもの

厚生年金基金制度に関する告示

関係告示

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第8条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第79号)(平成29年3月24日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時又は解散時に国に納付する最低責任準備金を算定する場合に適用する利回りを次の通り定めるもの
 - ・期ズレなしの利回り(平成28年10月～12月):年35.95%

確定拠出年金制度に関する省令

関係省令

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第28号)(平成29年3月28日)

主な内容

- 掛金拠出の年単位化に関する所要の措置
 - ・企業型年金加入者等原簿及び個人型加入者等帳簿の保存事項の整備
 - ・個人別管理資産額の通知規定の整備
- 年単位化に伴う企業型DCに係る掛金の納付期限の延長
- 企業型年金に係る業務報告書の項目追加
- その他所要の改正

(平成30年1月1日施行、改正後の様式第7号及び第8号は施行日以後最初に終了する事業年度から適用)

確定拠出年金制度に関する通知

関係通知

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等について(年発0418第1号)(平成29年4月18日)

主な内容

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令、及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年1月1日から施行されることについて、主な改正事項及び留意事項を整理したもの

- 確定拠出年金関係
 - ・企業型年金の掛金拠出関係(企業型掛金拠出単位期間等)
 - ・企業型年金加入者の拠出限度額関係
 - ・企業型年金の掛金納付関係
 - ・企業型年金加入者掛金の源泉控除関係
 - ・企業型年金規約の閲覧関係
 - ・個人型年金の掛金拠出等関係(個人型掛金拠出単位期間等)
 - ・個人型年金加入者の拠出限度額関係
 - ・企業型年金の業務報告書関係
 - ・経過措置関係
 - ・その他所要の改正
- 存続厚生年金基金関係
 - ・存続厚生年金基金に係る企業型年金加入者の拠出限度額、その他所要の読替え
 - ・その他所要の改正

厚生年金基金に関する告示

関係告示

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第1項第1号及び第2号イに規定する自主解散型加算金利率の一部を改正する件(厚生労働省告示第184号)(平成29年4月27日)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第23条において準用する同法附則第16条第1項第1号及び第2号イに規定する清算型加算金利率の一部を改正する件(厚生労働省告示第185号)(平成29年4月27日)

主な内容

- 平成29年度に分割納付特例を適用して解散する厚生年金基金(自主解散型及び清算型)について、
 - ・分割納付する額に係る利率

- ・平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定を適用する場合の解散計画適用開始日における不足相当額に係る利率を年0.01%と規定

確定拠出年金制度に関する通知

関係通知

「確定拠出年金制度について」の一部改正について(年発0428第2号)(平成29年4月28日)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について(年企発0428第1号)(平成29年4月28日)

主な内容

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令、及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年1月1日に施行されることにより、確定拠出年金における掛金の納付を年単位とする措置等が講ぜられることに伴う変更

基準改正

退職給付会計に関する基準

関係基準・報告等

企業会計基準委員会 実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」(平成29年3月29日)

主な内容

- 目的
退職給付債務、勤務費用及び利息費用(以下合わせて「退職給付債務等」という。)の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りがマイナスとなる場合の割引率に関する当面の取扱いを示すことを目的とする。
- 会計処理
退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による。
- 適用時期
平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度まで適用する。

法令・通知・基準改正（2016年9月-12月）（第15号）

法令・通知改正

厚生年金基金制度に関する告示

関係告示

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の算出方法(平成26年厚生労働省告示第95号)の利率
主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時又は解散時に国に納付する最低責任準備金を算定する場合に適用する利回りを次の通り定めるもの
 - ・期ズレなしの利回り(平成28年4月～6月):年▲14.64%
(平成28年厚生労働省告示第341号)(平成28年9月16日)
 - ・期ズレなしの利回り(平成28年7月～9月):年 7.57%
(平成28年厚生労働省告示第420号)(平成28年12月19日)

確定拠出年金(DC)制度に関する政令

関係政令

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(政令第310号)(平成28年9月23日)

主な内容

- 確定拠出年金法施行令の一部改正
 - ・定義規定の整理
 - ・運営管理業務の委託要件の見直し
 - ・個人型DC適用拡大に伴う拠出限度額規定の改正
 - ・個人型DC加入対象外の範囲を定める規定の削除
 - ・個人型DCからの脱退一時金の金額要件の見直し
 - ・個人型DCからの脱退一時金の支給要件における通算拠出期間の見直し
 - ・その他所要の改正
- 国民年金基金令の一部改正
 - ・予算手続きの認可から届出制への簡素化
 - ・合併及び分割時の公告事項の規定
 - ・在外邦人である国民年金の任意加入者の国民年金基金への加入に伴う中途脱退者の期間要件の所要の改正
 - ・その他所要の改正
- 個人別管理資産の移換に関する経過措置
- その他所要の改正
- 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課の名称変更
 - ・(企業年金国民年金基金課)を「企業年金・個人年金課」へ変更
(施行日:平成29年1月1日)

確定拠出年金制度に関する省令

関係省令

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等及び経過措置に関する省令(厚生労働省令第159号)(平成28年10月5日)

主な内容

- 確定拠出年金法施行規則の一部改正
 - ・個人型DC加入者の範囲の見直しに関する所要の措置
 - ・定義規定の整理
 - ・老齢給付金の額の算定方法の変更(企業型DC又は個人型DCの個人別管理資産に基づく算定)
 - ・企業型DC規約の閲覧規定の整備
 - ・その他所要の改正
 - 国民年金基金規則の一部改正
 - ・吸収合併及び吸収分割の規定が設けられたことに伴う認可申請事項の規定
 - ・在外邦人である国民年金の任意加入者の国民年金基金への加入申出の規定
 - ・その他所要の改正
 - 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令の一部改正
 - ・国民年金基金の予算を認可事項から届出事項とすることに伴う所要の改正
 - 個人型別管理資産の移換等に関する所要の経過措置の規定
 - その他所要の改正
- (施行日:平成29年1月1日、附則第5条(個人型年金加入者の申出に係る経過措置)は公布日から施行)

厚生年金基金制度に関する法律

関係法律

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(法律第84号)(平成28年11月16日成立・11月24日公布)

主な内容

- 老齢基礎年金等の受給資格期間短縮(25年から10年へ)に係る施行期日を、消費税10%引上げ時から、平成29年8月1日に改める(公布日より施行、ただし、附則第2項(国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置)は平成29年8月1日から施行)

確定拠出年金制度に関する通知・事務連絡

関係通知

「確定拠出年金制度について」の一部改正について(年発1122第7号)(平成28年11月22日)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行等について(年発1125第6号)(平成28年11月25日)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について(年企発1125第2号)(平成28年11月25日)

関係事務連絡

確定拠出年金法の一部を改正する法律の施行(平成29年1月1日施行分)に関するQ&Aについて(平成28年12月8日)

主な内容

- 平成29年1月1日から個人型確定拠出年金の加入可能範囲が拡大される措置等が講ぜられることに伴う改正、改正事項及び留意事項の整理、Q&A

確定給付企業年金制度に関する政令・省令・告示・通知・事務連絡

関係政令

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(政令第375号)(平成28年12月14日)

関係省令

確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第175号)(平成28年12月14日)

主な内容

- 「運用の基本方針」に関する改正
 - 掛金抛出の弾力化(財政悪化を想定した「リスク対応掛金」の導入)
 - 柔軟で弾力的な給付設計(リスク分担型企業年金の導入)
- (施行日:平成29年1月1日)

関係告示

確定給付企業年金法施行規則第43条第1項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(厚生労働省告示第412号)(平成28年12月14日)

主な内容

- 財政悪化リスク相当額の算定方法
- (適用日:平成29年1月1日)

関係通知

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」(平成28年政令第375号)等の施行に伴う確定給付企業年金関係通知の一部改正について(年発1214第1号)(平成28年12月14日)

主な内容

- 「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)の改正
- ・改正後確定給付企業年金施行規則第5条第5号、第6号の「蓋然性が高いこと」の規定
- ・給付減額の取扱い
- ・特別掛金額、リスク対応掛金額及びリスク分担型企業年金掛金額の算定方法
- ・運用の基本方針の作成・変更にあつて加入者の意見を聴く場合の留意点
- ・業務概況の周知事項のうちの「調整率の推移その他調整率に関する事項」
- ・その他確定給付企業年金施行令の一部を改正する政令の内容の明確化のための所要の改正
- 「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的取扱いについて」(平成20年9月11日年発0911011号)の改正
- ・リスク分担型企業年金における取扱い
- ・給付区分毎のリスク対応掛金
- ・給付区分別に資産運用をしている場合の財政悪化リスク相当額・リスク対応掛金の算定方法
- ・その他、確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う所要の改正

関係通知

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」(平成28年政令第375号)等の施行に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について(年企発1214第1号)(平成28年12月14日)

主な内容

- 加入者の代表者の選任方法
- 調整率の改定方法の規約への規定
- リスク分担型企業年金掛金額の各事業年度の掛金額の算定方法がリスク分担型企業年金開始時等にあらかじめ規約に定められていること

- リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を同時に実施する場合の取扱い
- その他、確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う各種様式等の所要の改正

関係事務連絡

確定給付企業年金規約例の全部改正について(平成28年12月14日)

主な内容

- 「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」(平成28年政令第375号)の施行等に伴う確定給付企業年金規約例の全部の改正

確定拠出年金制度に関する省令

関係省令

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第180号)(平成28年12月26日)

主な内容

- 個人型年金加入者となることができることを定めた企業型年金規約を厚生労働大臣が承認したときの国民年金基金連合会への通知権限の厚生労働大臣から地方厚生局長への委任
(施行日:平成29年1月1日)

厚生年金基金制度に関する法律

関係法律

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(法律第114号)(平成28年12月14日成立・12月26日公布)

主な内容

- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月1日施行)
- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月1日施行)
- 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月1日、(2)は平成33年4月1日施行)
 - (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整
 - (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底
- 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月1日(一部平成29年3月1日)施行)
- 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

基準改正

退職給付会計に関する基準

関係基準・報告

企業会計基準委員会 実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表(平成28年12月16日公表)

- ・実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」
- ・改正企業会計基準第26号「退職給付会計に関する会計基準」
- ・改正企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」

主な内容

- 範囲

確定給付企業年金法に基づいて実施される企業年金のうち、給付額の算定に関して、確定給付企業年金法施行規則第 25 条の 2 に定める調整率が規約に定められる企業年金(リスク分担型企業年金)の会計処理及び開示に適用

- 会計処理

- (1) 会計上の退職給付制度の分類

- ・退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類するリスク分担型企業年金と同基準第 5 項に定める確定給付制度に分類するリスク分担型企業年金
 - ・退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類するリスク分担型企業年金についての会計上の退職給付制度の分類の再判定

- (2) 会計処理

- ・退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の費用処理

- (3) 退職給付制度間の移行に関する取扱い

- ・退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から同基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合(退職給付制度の終了に該当)の会計処理

- 開示

- ・退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類するリスク分担型企業年金についての注記事項

- 適用時期

- ・平成 29 年 1 月 1 日以後適用

法令・通知・基準改正（2016年3月続き-8月）（第14号）

法令・通知改正

厚生年金基金に関する通知

関係通知

厚生年金基金の解散又は代行返上(過去返上)の認可後の責任準備金相当額の納付について(年企発0322第1号)
(平成28年3月22日)

主な内容

- 厚生年金基金が解散又は代行返上(過去返上)認可後から財産目録等承認申請書提出までの間に、可及的速やかに責任準備金相当額(前納済額を除く。)を納付することを規定。

確定給付企業年金に関する省令、通知、事務連絡

関係省令

確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第90号)(平成28年4月8日)

関係通知

「確定給付企業年金制度について」の一部改正について(年発0408第1号)(平成28年4月8日)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について(年企発0408第1号)(平成28年4月8日)

関係事務連絡

「厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において掛金を算定する場合の取扱いについて」の一部改正について(企業年金国民年金基金課)(平成28年4月8日)

主な内容

- 非継続基準抵触時の積立比率方式による特例掛金の拠出時期、非継続基準抵触時の特例掛金の算定方法、実施事業所減少時の掛金の一括拠出額、給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率、及び、その他所要の見直しを行うもの。(施行日:平成28年4月8日)

確定拠出年金・確定給付企業年金に関する法律、政令、省令、通知

関係法律

確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)(平成28年5月24日成立・6月3日公布)

主な内容

- 企業年金の普及・拡大
 - ・事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。(公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日より施行)
 - ・中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。(公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日より施行)
 - ・DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。(平成30年1月1日より施行)
- ライフコースの多様化への対応
 - ・個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者(※)、公務員等共済加入者も加入可能とする。(※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。)(平成29年1月1日より施行)
 - ・DCからDB等へ年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充。(公布の日から2年を超えない範囲内において政

令で定める日より施行)

- DCの運用の改善

- ・運用商品を選択しやすきよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。(公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日より施行)
- ・あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。(公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日より施行)

- その他

- ・企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。(平成28年7月1日より施行又は平成29年1月1日より施行又は公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日より施行)

関係政令

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第245号)
(平成28年6月24日)

関係省令

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第120号)(平成28年6月30日)

関係通知

「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的取扱いについて」の一部改正について(年発0630第1号)(平成28年6月30日)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について(年企発0630第1号)(平成28年6月30日)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部施行等について(年企発0630第2号)(平成28年6月30日)

主な内容

- 確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例の新設に伴う必要事項の規定(新設)

- ・確定給付企業年金法第78条の2の規定により実施事業所の事業主を減少させる場合は、規約型企業年金の場合、減少事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意を得ることを、基金型企業年金の場合、代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を経ることを、厚生労働大臣の承認又は認可を受けるための要件とする。(平成28年7月1日より施行)

- ・確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例の新設に伴う必要事項の規定として、確定給付企業年金法第78条の2第1号に規定する「実施事業所の事業主が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められる場合」について、特例減少に係る要件等を規約に定めた後、当該事業主が1年分を超えて掛金の納付を怠った場合(事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができなかった場合を除く。)とする。(平成28年7月1日より施行)

- 脱退一時金相当額の移換の申出に関する要件緩和

- ・確定給付企業年金法施行令第50条の2第1項に規定する確定給付企業年金の脱退一時金相当額の移換の申出については、移換元確定給付企業年金の加入者資格の喪失から1年を経過する日までの間に限って行うことができることとする。(平成28年7月1日より施行)

- 確定拠出年金に積立金を移換する場合において同意が不要な場合の規定(新設)

確定給付企業年金の一部を確定拠出年金に移行する場合に、確定給付企業年金法第82条の2第4項の規定により、確定拠出年金に移行しない者のみからなる事業所の同意が不要となる場合を以下の通り規定する。(平成28年7月1日より施行)

- ・確定給付企業年金法第78条第1項の実施事業所が減少する場合(実施事業所の減少に相当する場合を含む。)であって、他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合又は同条第3項の規定により掛金の一括拠出を行う場合

- ・確定拠出年金へ積立金の一部を移換したことにより減少する数理債務の額が、当該移換により減少する積立金の額を下回らない場合
- ・確定拠出年金へ積立金の一部を移換したことに伴い減少する積立金の額から当該移換に伴い減少する数理債務の額を控除した額に相当する額を過去勤務債務の額に係る特別掛金額として、当該確定拠出年金へ移換した事業所の事業主が拠出することを規約で定めている場合

厚生年金基金に関する告示

関係告示

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成25年改正法」という)附則第16条第1項第1号及び第2号イに規定する自主解散型加算金利率の一部を改正する件(厚生労働省告示第269号)(平成28年6月29日)

平成25年改正法附則第23条において準用する同法附則第16条第1項第1号及び第2号イに規定する清算型加算金利率の一部を改正する件(厚生労働省告示第270号)(平成28年6月29日)

主な内容

- 平成28年度に分割納付特例を適用して解散する厚生年金基金(自主解散型及び清算型)について、
 - ・分割納付する額に係る利率
 - ・平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定を適用する場合の解散計画適用開始日における不足相当額に係る利率
 を年0.01%と規定。

厚生年金基金に関する通知

関係通知

厚生年金基金の解散の認可後における年金給付等積立金の預貯金での管理にかかる報告について(年企発0711第2号)(平成28年7月11日)

主な内容

- 解散した厚生年金基金において、年金給付等積立金を預貯金で管理する場合の報告について規定。

確定給付企業年金に関する通知

関係通知

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について(年企発0801第1号)(平成28年8月1日)

主な内容

- 基金の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものであること及び、その基準を規定。

厚生年金基金に関する告示

関係告示

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の算出方法(平成26年厚生労働省告示第95号)の利率(平成28年厚生労働省告示第319号)(平成28年8月19日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時又は解散時に国に納付する最低責任準備金を算定する場合に適用する利回りを次の通り定めるもの。
 - ・期ズレなしの利回り(平成27年度):年▲3.63%

・期ズレありの利回り(平成29年(暦年)):年▲3.63%

法令・通知・基準改正(2015年11月-2016年3月) (第13号)

法令・通知改正

厚生年金基金に関する通知の発出

関係通知

「厚生年金基金の年金の実態調査について(調査依頼)」(年企発0204第2号) (平成28年2月4日)

主な内容

- 厚生年金基金の実態調査の一環で、平成27年9月30日時点における基金の状況(受給者や未請求者の人数や年金額に係る項目等)を厚生労働省あてに平成28年3月11日までに報告するよう、各厚生年金基金(平成28年3月11日時点で既に解散又は代行返上済みの厚生年金基金を除く)に対して要請されたもの。(平成27年9月30日年企発0930第2号の通知と同様の調査依頼)

厚生年金基金・確定給付企業年金に関する告示

平成27年度の最低責任準備金に付す利率について

関係告示

厚生労働省告示第466号(平成27年12月11日)

主な内容

厚生年金基金の代行返上時または解散時に返納する最低責任準備金(期ズレなし)を算定する際の利回り(平成27年7月～9月)が「年▲20.55%」と定められた。

関係告示

厚生労働省告示第70号(平成28年3月18日)

主な内容

厚生年金基金の代行返上時または解散時に返納する最低責任準備金(期ズレなし)を算定する際の利回り(平成27年10月～12月)が「年15.02%」と定められた。

平成28年度に適用する下限予定利率等について

関係告示

厚生労働省告示第110号(平成28年3月29日)

厚生労働省告示第111号(平成28年3月29日)

厚生労働省告示第112号(平成28年3月29日)

関係通知

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について(年企発0329第1号)(平成28年3月29日)

主な内容

確定給付企業年金、及び、厚生年金基金の継続基準の平成28年度の下限予定利率は「0.3%」、非継続基準の予定利率は「1.76%」と定められた。

法令・通知・基準改正(2015年4月-10月) (第12号)

法令・通知改正

厚生年金基金に関する通知、事務連絡の発出

事務連絡

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する告示の施行に伴う取扱いについて」(事務連絡 平成27年4月10日)

主な内容

- 責任準備金相当額の算出方法の決定に係る代議員会の議決を不要とするもの。
- 認可申請時において採用した責任準備金相当額の算出方法を変更する場合には、企業年金連合会の指示に基づき、速やかに当該変更する旨の申出を行うこととするもの。

関係告示

平成25年改正法附則第16条第1項第1号及び第2号イに規定する自主解散型加算金利率(厚生労働省告示第261号)(平成27年4月30日)

平成25年改正法附則第23条において準用する同法附則第16条第1項第1号及び第2号イに規定する清算型加算金利率

(厚生労働省告示第262号)(平成27年4月30日)

平成25年改正法附則第32条において準用する同法附則第16条第1項第1号及び第2号イに規定する清算未了特定基金型加算金利率

(厚生労働省告示第263号)(平成27年4月30日)

主な内容

- 平成27年度に分割納付特例を適用して解散する厚生年金基金(自主解散型及び清算型)、及び清算未了特定基金型納付計画を承認された厚生年金基金について、分割納付する額に係る利率を年0.37%と規定。

関係告示

厚生労働省告示第349号(平成27年8月18日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時または解散時に国に納付する最低責任準備金を算定する場合に適用する利回りを次の通り定めるもの。
 - ・期ズレなしの利回り(平成26年度):年11.61%
 - ・期ズレありの利回り(平成28年(暦年)):年11.61%

関係告示

厚生労働省告示第367号(平成27年9月9日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時または解散時に国に納付する最低責任準備金を算定する場合に適用する利回りを次の通り定めるもの。
 - ・平成27年4～6月：年7.90%

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律

関係法令

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」 （法律第17号）
（平成27年5月7日公布）

主な内容

- 特定退職金共済制度からの資産移換
 - ・特定退職金共済制度（特退金制度）を廃止する団体から、事業主単位で中小企業退職金共済制度（中退共制度）へ資産移換することを可能とする。（平成28年4月1日より施行）
- 確定拠出年金制度（DC）への資産移換
 - ・共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業者でなくなった場合、事業主単位で中退共制度から確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。（平成28年4月1日より施行）
- 制度間通算における全額移換の実施
 - ・中退共制度と特定業種退職金共済制度（特退共制度）の制度間の通算において、通算できる金額の上限を撤廃する。（平成28年4月1日より施行）
- 企業間通算の申出期間の延長
 - ・被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度、特退金制度、特退共制度の制度間で移動した場合の通算の申出期間を、現行の退職後2年以内から3年以内へ延長する。（平成28年4月1日より施行）
- 建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し
 - ・建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、現行の24月未満から12月未満へ短縮する。（平成28年4月1日より施行）

法令・通知・基準改正(2014年11月-2015年3月) (第11号)

法令・通知改正

厚生年金基金に関する通知、事務連絡の発出 代行保険料率等に係る改正について

関係省令

厚生労働省令第133号(平成26年12月5日)

関係告示

厚生労働省告示第460号(平成26年12月5日)

関係通知

「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について(年発1205第2号) (平成26年12月5日)

主な内容

- 厚生年金保険における「財政の現況及び見通し」の公表に伴い、平成26年12月末までに代行保険料算定届出書(平成27年4月適用)を提出することになったもの。(但し、将来返上認可済基金、または、平成26年12月末までに解散計画等を提出済の基金を除く。)
- 平成27年4月から適用する代行保険料率の算定には、厚生年金本体の平成26年財政検証で使用した死亡率を使用するもの。

事務連絡

解散存続厚生年金基金の残余財産を他の制度へ交付又は移換する際の取扱いについて(事務連絡 平成26年12月11日)

主な内容

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年改正法)に基づき、解散した厚生年金基金の残余財産を他の企業年金制度(確定給付企業年金、確定拠出年金)へ移換する場合の規約例、交付する場合の基準等を示したもの。

関係通知

「厚生年金基金の解散及び移行認可について」等の一部改正について(年発1211第1号) (平成26年12月11日)

主な内容

- 厚生年金基金の解散手続に関する基準等を改正したもの。

事務連絡

責任準備金相当額の前納に係る留意事項について(事務連絡 平成27年1月26日)

主な内容

- 前納済金額が責任準備金相当額を上回る場合には、その差額について解散した厚生年金基金等へ還付されることから、前納する責任準備金相当額(見込)の算定に当たっては、可能な限り解散時に実際に用いる予定の方法により精緻に積算するよう指導したもの。

関係通知

厚生年金基金の年金の実態調査について(調査依頼) (年企発0209第1号)(平成27年2月9日)

主な内容

- 厚生年金基金の実態調査の一環で、平成26年9月30日時点における基金の状況(受給者、未請求者の年齢別人数)を厚生労働省あてに平成27年3月13日までに報告するよう、各厚生年金基金に対して要請されたもの。(平成26年と同様の調査依頼)

関係通知

「自主解散型基金等の解散に関する特例について」の一部改正について(年発0326第2号)(平成27年3月26日)

主な内容

- 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の意見等を踏まえ、通知の一部を改正したもの。

確定給付企業年金に関する通知の発出

関係通知

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について
(年企発1211第2号)(平成26年12月11日)

主な内容

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年改正法)に基づき、解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合の基準について示された。

確定拠出年金に関する通知の発出

関係通知

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について(年企発1211第1号)(平成26年12月11日)

主な内容

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年改正法)に基づき、解散した厚生年金基金の残余財産を確定拠出年金に交付する場合の基準について示された。

平成26年度の最低責任準備金に付す利率について

関係告示

厚生労働省告示第473号(平成26年12月17日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時または解散時に返納する最低責任準備金(期ズレなし)を算定する際の利回り(平成26年7月～9月)が「年11.98%」と決定された。

関係告示

厚生労働省告示第209号(平成27年3月31日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時または解散時に返納する最低責任準備金(期ズレなし)を算定する際の利回り(平成26年10月～12月)が「年22.29%」と決定された。

平成 27 年度に適用する下限予定利率等について

関係告示

厚生労働省告示第 148 号(平成 27 年 3 月 26 日)

厚生労働省告示第 149 号(平成 27 年 3 月 26 日)

厚生労働省告示第 150 号(平成 27 年 3 月 26 日)

関係通知

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について(年企発 0323 第 1 号) (平成 27 年 3 月 23 日)

主な内容

- 確定給付企業年金、及び、厚生年金基金の平成 27 年度に適用する下限予定利率は「0.5%」、最低積立基準額の計算に用いる予定利率は「1.90%」と決定された。

予定死亡率及び各種係数の見直しについて

関係省令

厚生労働省令第 49 号(平成 27 年 3 月 26 日)

関係告示

厚生労働省告示第 148 号(平成 27 年 3 月 26 日)

厚生労働省告示第 150 号(平成 27 年 3 月 26 日)

関係通知

「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について(年発1205第2号) (平成26年12月5日)

主な内容

- 厚生年金保険における「財政の現況及び見通し」の公表に伴い、確定給付企業年金、及び、厚生年金基金の予定死亡率及び各種係数の見直しが実施された。

法令・通知・基準改正(2014年5月-2014年10月) (第10号)

法令・通知改正

厚生年金基金に関する政省令と告示

関係法令

厚生労働省告示第334号(平成26年8月18日)平成25年改正法の施行期日を定める政令

主な内容

- 平成25年改正法(平成25年6月26日法律第63号)の一部の施行期日を、平成26年4月1日と規定したもの。
 - ・期ズレなしの利回りは平成25年度 :年8.22%
 - ・期ズレありの利回りは平成27年(暦年) :年8.22%

関係法令

厚生労働省告示第349号(平成26年9月10日)

主な内容

- 厚生年金基金の代行返上時または解散時に国に納付する最低責任準備金(期ズレなし)を算定する場合に適用する平成26年度第1四半期の利回りを定めるもの。
 - ・平成26年度(同年度の4月から6月までの期間に限る) :年7.27%

厚生年金基金に関する通知の発出

関係通知

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について(年企発0722第1号)(平成26年7月22日)

主な内容

- 厚生年金基金解散時の残余財産の分配方法について、年金受給権者及び加入員に対して十分な説明を行うことを条件に、最低積立基準額を基準とする方法以外の方法を採用することが可能となった。通知発出日から適用。

事務連絡

「厚生年金基金における最低責任準備金調整額の算出に用いる厚生年金運用利回りについて」

(事務連絡 平成26年8月8日)

主な内容

- 最低責任準備金調整額の算定に用いる平成25年度の利回りは年8.22%となった。

確定給付企業年金に関する通知の発出

事務連絡

「開放型受託保証型確定給付企業年金に関する承認申請等に係る事務処理について」

(事務連絡 平成26年10月10日)

主な内容

- 受託保証型確定給付企業年金の適用が加入者の存在する制度にも拡大されたことに伴い、それらの制度

に対する事務手続きの簡素化の内容を規定。

確定拠出年金に関する政省令と告示

関係法令

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令
(平成26年6月18日政令第214号)

主な内容

- 平成26年10月1日より、企業型年金の拠出上限額が変更となることに伴う措置
 - ・厚生年金基金の加入員及び確定給付企業年金の加入者等の者：27,500円
 - ・上記以外の者：55,000円

法令・通知・基準改正(2013年10月-2014年4月) (第9号)

法令・通知改正

厚生年金基金制度の見直しに係る政省令と告示の公布

以下、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を「平成25年改正法」と表記。

関係法令

平成25年改正法の施行期日を定める政令(平成26年3月24日政令第72号)

主な内容

- 平成25年改正法(平成25年6月26日法律第63号)の一部の施行期日を、平成26年4月1日と規定したもの。

関係法令

平成25年改正法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年3月24日政令第73号)

主な内容

- 厚生年金基金令の廃止
- 確定給付企業年金法施行令の改正
 - ・ 確定給付企業年金法の改正に伴う所要の規定の整備
 - ・ 確定給付企業年金法の規定に基づく新たな連合会についての所要の規定の整備
- 関係政令(確定拠出年金法施行令等)について所要の規定の整備

関係法令

平成25年改正法の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年3月24日政令第74号)

主な内容

- 存続厚生年金基金に関する経過措置を規定(全般)
 - ・ 最低責任準備金の計算方法
 - ・ 最低責任準備金の前納(前納額の基準や還付)、物納に係る読み替え規定
- (特例解散)
 - ・ 自主解散基金における責任準備金減額の認定及び納付計画承認の要件
 - ・ 自主解散基金における減額責任準備金の計算方法
 - ・ 自主解散基金における納付計画の30年までの延長の認定要件等
 - ・ 清算型基金の指定要件
 - ・ 清算型基金における責任準備金減額の認定及び納付計画承認の要件
 - ・ 清算型基金における納付計画の30年までの延長の認定要件等
 - ・ 被災地に係る特例措置
- (他制度への移換)
 - ・ 残余財産の確定給付企業年金への交付に係る規定

- ・ 残余財産の中小企業退職金共済への交付に係る規定
- ・ 確定拠出年金への残余財産、脱退一時金相当額の移換に係る規定
- 存続連合会に関する経過措置を規定
- ・ 存続連合会について所要の規定の整備

関係法令

平成 25 年改正法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成 26 年 3 月 24 日 厚生労働省令第 20 号）

主な内容

- 厚生年金基金規則の廃止
- 確定給付企業年金法施行規則の改正
 - ・ 規約変更に係る承認、認可事項の緩和
 - ・ キャッシュ・バランスプランの給付設計の弾力化（給付額の再評価等に用いる率について、運用実績の使用を可とし、単年度で負の率を許容、通算で零以上とする 等）
 - ・ 受託保証型確定給付企業年金の緩和
 - ・ 非継続基準に抵触した場合における回復計画方式の経過措置を延長
 - ・ 年金数理人の要件 等
- 確定拠出年金法施行規則の改正
 - ・ 規約変更に係る承認事項の緩和
- 経過措置の規定
(特例解散関係)
 - ・ 最低責任準備金減額の申請手続き
 - ・ 最低責任準備金減額の認定及び納付計画の承認等に係る掛金水準の要件
 - ・ 納付計画の承認申請手続き、記載事項、承認の要件
 - ・ 納付計画の変更（最大 30 年への延長）手続き
 - ・ 清算型基金が提出する清算計画の提出手続き
 - ・ 清算未了特定基金の納付計画等に係る規定
- (通常解散、代行返上関係)
 - ・ 解散及び代行返上により存続厚生年金基金から移行した DB における掛金や財政検証（継続基準、非継続基準）に係る経過措置等
 - ・ 存続厚生年金基金が解散した場合の残余財産の中退共への交付に係る規定の整備
 - ・ 解散（代行返上）計画の提出及びそれに伴う財政運営上の特例
 - ・ 解散（代行返上）計画の記載事項
 - ・ 物納に係る規定の整備

関係告示

平成 25 年改正法附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第 30 条第 2 項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法（平成 26 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 93 号）

主な内容

- 過去期間代行給付現価の算定方法について規定

関係告示

平成 25 年改正法の施行に伴う経過措置に関する政令第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する平成 25 年改正法附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 条の規定による改正前の確定給付企業年金法第 110 条の 2 第 6 項の規定により読み替えられた平成 25 年改正法附則第 8 条に規定する現価相当額の計算方法

(平成 26 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 94 号)

主な内容

- 基金の設立事業所の一部が確定給付企業年金の実施事業所となる場合（解散みなし）において、政府が徴収する現価相当額の計算方法を規定
- 施行日前と同様の考え方で、最低責任準備金を対象者に係る過去期間代行給付現価と基金全体の過去期間代行給付現価の比によって按分した額と規定

関係告示

平成 25 年改正法附則第 8 条に規定する責任準備金相当額の算出方法

(平成 26 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 95 号)

主な内容

- 厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ（期ずれ）の補正の措置
- 代行給付費の計算について「みなし 7 号方式」を規定
- 「8 号方式」における代行給付費の計算に用いる係数を、平成 26 年 4 月分から（平成 17 年 4 月まで遡及可能）現行の一律 0.875 から年齢区分に応じた 3 段階の率に改正
- 平成 31 年 3 月 31 日までに解散した基金について、期ずれのある利回り、係数 0.875 の使用に係る経過措置を規定 等

関係告示

平成 25 年改正法の施行に伴う経過措置に関する政令第 10 条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法

(平成 26 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 96 号)

主な内容

- 自主解散型基金及び清算型基金に係る減額責任準備金の計算方法について、期ずれのない利回りによる計算方法として規定
- 期ずれのある利回りによる計算方法について経過措置を規定

関係告示

平成 25 年改正法附則第 30 条第 5 項第 2 号及び第 4 号に規定する調整利率

(平成 26 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 97 号)

主な内容

- 清算未了特定基金に適用する調整利率を規定

関係告示

解散基金加入員に係る平成 25 年改正法附則第 53 条第 4 項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法

(平成 26 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 98 号)

主な内容

- 存続連合会から存続厚生年金基金に対して老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合において、移換する年金給付等積立金の額の計算方法を規定

- 移転する権利義務が施行前の解散基金加入員に係るものである場合について規定

関係告示

基金中途脱退者に係る平成 25 年改正法附則第 53 条第 4 項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法
(平成 26 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 99 号)

主な内容

- 存続連合会から存続厚生年金基金に対して老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合において、移換する年金給付等積立金の額の計算方法を規定
- 本告示においては、移転する権利義務が施行前の基金中途脱退者に係るものである場合について規定

関係告示

平成 25 年改正法附則第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イに規定する自主解散型加算金利率
(平成 26 年 4 月 15 日厚生労働省告示第 210 号)

平成 25 年改正法附則第 23 条において準用する同法附則第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イに規定する清算型加算金利率

(平成 26 年 4 月 15 日厚生労働省告示第 211 号)

平成 25 年改正法附則第 32 条において準用する同法附則第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イに規定する清算未了特定基金型加算金利率

(平成 26 年 4 月 15 日厚生労働省告示第 212 号)

主な内容

- 平成 26 年度に分割納付特例を適用して解散する厚生年金基金（自主解散型、及び、清算型）、及び、清算未了特定基金型納付計画を承認された厚生年金基金について、分割納付する額に係る利率を年 0.63% と規定

厚生年金基金に関する通知の発出

事務連絡

「厚生年金基金における今後の方向の検討について」（事務連絡 平成 26 年 1 月 29 日）

主な内容

- 厚生年金基金制度の見直しに向けた法律改正（平成 25 年 6 月 19 日成立・26 日公布）に関する政省令等が未公布であることから、代議員会等の議論に活用される目的で関係政省令等に規定する予定の内容を周知したもの

関係通知

「厚生年金基金の年金の実態調査について（調査依頼）」（年企発 0210 第 1 号）（平成 26 年 2 月 10 日）

主な内容

- 厚生年金基金の実態調査の一環で、平成 25 年 9 月 30 日時点における基金の状況（受給者及び未請求者の年齢別人数等）を厚生労働省あてに平成 26 年 3 月 17 日までに報告するよう、各厚生年金基金に対して要請されたもの。（平成 25 年 6 月 26 日年企発 0626 第 1 号と同様の調査依頼）

関係通知

「厚生年金基金の解散等方針議決報告について」（年企発 0210 第 2 号）（平成 26 年 2 月 10 日）

主な内容

- 厚生年金基金制度の見直しに向けた法律改正（平成 25 年 6 月 19 日成立・26 日公布）の施行に伴い、基金解散や確定給付企業年金への移行等の事務処理の円滑化を図るために周知されたもの

確定拠出年金に関する通知の発出

関係通知

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について（年企発 1106 第 1 号）
（平成 25 年 11 月 6 日）

主な内容

- 企業型年金加入者の資格喪失年齢を 60 歳か 65 歳までの間の各企業の規約で定める一定年齢まで引き上げることが可能となったことに伴う措置

最低責任準備金算定に係る平成 26 年の付利率について

関係告示

厚生労働省告示第 387 号（平成 25 年 12 月 27 日）

主な内容

- 最低責任準備金を算定する場合の平成 26 年の付利率を年 9.57%と規定

平成 26 年度に適用する下限予定利率等について

関係告示

厚生労働省告示第 167 号（平成 26 年 3 月 31 日）

厚生労働省告示第 168 号（平成 26 年 3 月 31 日）

厚生労働省告示第 169 号（平成 26 年 3 月 31 日）

関係通知

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について（年企発 0331 第 1 号）（平成 26 年 3 月 31 日）

主な内容

- 平成 26 年度に適用する掛金計算に用いる下限予定利率を年率 0.7%、最低積立基準額の計算に用いる予定利率を年率 2.00%と規定

法令・通知・基準改正(2013年7月-2013年9月) (第8号)

法令・通知改正

厚生年金基金に関する法令・通知等の発出

事務連絡

「厚生年金基金における最低責任準備金調整額の算出に用いる厚生年金運用利回りについて」(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 平成25年8月9日)

主な内容

- 最低責任準備金調整額の算定に用いる厚生年金運用利回りは、平成23年度は2.17%、平成24年度は年9.57%であることの連絡。

事務連絡

「厚生年金基金の解散事前協議について」(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 平成25年8月13日)

主な内容

- 基金の解散事前協議については、従来の解散事前協議書を廃止し、解散方針議決報告書を提出することにより行うことの連絡。

通知

「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の一部改正について(厚生労働省年金局長 平成25年9月18日)

主な内容

- 厚生年金基金の解散の理由要件の撤廃や同意要件の変更等に伴い、「厚生年金基金の解散及び移行認可について(平成9年3月31日年発第1682号)」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」を改正した。

通知

「特定基金の解散に関する特例について」の一部改正について(厚生労働省年金局長 平成25年9月18日)

主な内容

- 解散の同意要件の変更等、「特定基金の解散に関する特例について」(平成23年8月10日年発0810第8号)の一部が改正された。

通知

「厚生年金基金の解散方針議決報告について」(厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 平成25年9月18日)

主な内容

- 厚生年金基金が解散認可申請する場合、代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決前に事業主及び加入員・受給者への説明等が必要とされているが、これに先立ち、代議員会において解散の方針を議決した場合は、所定の内容について当局へ報告することとされた。

通知

「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 平成 25 年 9 月 18 日）

主な内容

- 通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成 9 年 3 月 31 日年発第 1682 号）」の一部改正に伴い、引用箇所の変更が行われた。

事務連絡

「厚生年金基金の代行部分の将来返上後に解散する場合の加入員等の同意について」（厚生労働省企業年金国民年金基金課長 事務連絡 平成 25 年 9 月 18 日）

主な内容

- 将来期間の代行部分に係る支給義務の停止の認可（将来返上）後に厚生年金基金の解散認可申請をするに当たっての加入員等の同意について、平成 25 年 10 月 1 日以降の取扱いを規定したもの。

確定拠出年金に関する法令・通知等の発出

法令

「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」（厚生労働省令第 99 号 平成 25 年 9 月 9 日）

主な内容

- 継続個人型年金運用指図者が、脱退一時金を請求する際に添付する書類を限定するもの。

その他の法令・通知等の発出

法令

「平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」（政令第 262 号 平成 25 年 9 月 6 日）

主な内容

- 平成 25 年 10 月以降の月分の国民年金法による年金たる給付の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うもの。

法令・通知・基準改正(2013年1月-2013年6月) (第7号)

法令・通知改正

厚生年金基金制度の見直しに向けた年金法改正

関係法令

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)(平成25年6月19日成立・26日公布)

主な内容

- 厚生年金基金制度の見直し
 - ・ 施行日以後は、厚生年金基金の新設は認められないこととなった。
 - ・ 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例が設けられることとなった。
 - ・ 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できることとなった。
 - ・ 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例が設けられることとなった。
 - ・ 施行日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散または他の企業年金制度等に移行するよう政府が検討を行い、速やかに必要な法制上の措置を講じることが附則に盛り込まれた。(公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日から施行)

確定拠出年金に関する通知の発出

関係通知

「確定拠出年金制度について」の一部改正について(年発0329第4号)
(平成25年3月29日)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」(年企発0329第1号)
(平成25年3月29日)

主な内容

- 分散投資を促進するため、デフォルトファンドに設定する運用商品の選定にあたっての留意事項や加入者等に対する説明事項を明確化する。
- 加入者が確定拠出年金での運用目標を容易に把握できるように老後のライフプランを通じた投資教育を拡充する。
- 投資助言を実施する際の留意事項を明確にする。
- 加入者掛金(マッチング拠出)の効果について、情報提供を行うことを明確化する。

平成25年度に適用する下限予定利率等について

関係告示

厚生労働省告示第51号(平成25年3月21日)

厚生労働省告示第 52 号（平成 25 年 3 月 21 日）

厚生労働省告示第 53 号（平成 25 年 3 月 21 日）

関係通知

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について（年企発 0321 第 1 号）
（平成 25 年 3 月 21 日）

主な内容

確定給付企業年金と厚生年金基金の平成 25 年度に適用する掛金計算に用いる下限予定利率は「0.8%」、最低積立基準額の計算に用いる予定利率が「2.13%」と決定された。

法令・通知・基準改正(2012年9月-2012年12月) (第6号)

法令・通知改正

基礎年金の国庫負担割合及び特例措置による年金額等の水準適正化に伴う改正

関係法令

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)(平成24年11月16日成立・26日公布)

主な内容

- 基礎年金国庫負担2分の1関係
 - ・平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。
 - ・平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。(注) 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(20年度:3分の1 21年度~23年度:2分の1)
(公布日施行)
- 特例水準の解消関係
 - ・世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。(注) 解消スケジュールは、平成25年10月▲1.0%、平成26年4月▲1.0%、平成27年4月▲0.5%
 - ・これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。(注) 解消スケジュールは、平成25年10月▲0.7%、平成26年4月▲0.7%、平成27年4月▲0.3%
(平成25年10月1日施行)

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

関係法令

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平成24年法律第102号)(平成24年11月16日成立・26日公布)

主な内容

- 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。
 - 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
 - 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する(支給額:月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は月額6.25千円))
 - 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。
- (平成27年10月1日施行)

平成 25 年 1 月以降最低責任準備金に付す利率について

関係告示

厚生労働省告示第 598 号（平成 24 年 12 月 28 日）

主な内容

最低責任準備金を算定する場合の平成 25 年 1 月以降の付利率が「2.17%」と決定された。

法令・通知・基準改正(2012年4月-2012年9月) (第5号)

法令・通知改正

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等に伴う改正

関係法令

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法）」（平成24年法律第62号）

（平成24年8月10日成立・22日公布）

主な内容

- 受給資格期間の短縮
 - ・納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。対象となる年金は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金、及び、これらに準じる旧法老齢年金。
（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月施行）
- 基礎年金国庫負担1/2の恒久化
 - ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2を達成されることとなっている。今回、『特定年度』を『平成26年度』と定める。
（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月施行）
- 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大
 - ・被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで社会保険における「格差」を是正する。
 - ・週20時間以上、月額賃金8.8万以上、勤務期間1年以上、学生は適用除外、従業員501人以上の企業が対象。施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。（平成28年10月施行）
- 産休期間中の保険料免除
 - ・厚生年金、健康保険等において、次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。
- 遺族基礎年金の父子家庭への支給
 - ・支給対象を母子状態にある子に限らず、父子家庭にも拡大する。
（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月施行）
- 法律附則中の検討規定
 - ・低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

被用者年金制度の一元化等に伴う改正

関係法令

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」

（平成24年法律第63号）

（平成24年8月10日成立・22日公布）

主な内容

- 共済年金の2階部分の厚生年金への統一
・厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
(平成27年10月施行)
- 厚生年金と共済年金における制度間の差異の解消
・厚生年金と共済年金との制度間の差異(遺族年金の転給制度等)については、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消する。
(平成27年10月施行)
- 共済年金の1,2階部分の保険料率の厚生年金の保険料率への統一
・現在実施している保険料率の引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
(平成27年10月施行)
- 事務組織の活用、新しい厚生年金制度全体の財政状況の開示等
・効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
(平成27年10月施行)
- 共済年金の3階部分(職域部分)の廃止
・公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、その在り方について、平成24年度中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより必要な措置を講ずる。
(平成27年10月施行)
- 追加費用の削減
・恩給期間にかかる給付について、本人負担の差に注目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。
(公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日より施行)

企業型確定拠出年金の資格喪失年齢の引上げ、中途脱退者要件の緩和関係の施行に伴う所要の改正

関係法令

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」

「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」

(平成24年7月19日)

主な内容

- 企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能にするために、企業型の確定拠出年金の資格喪失年齢を60歳から65歳までの間の各企業の規約で定める一定年齢まで引き上げることが可能となった。
(平成26年1月1日施行)
- 年金確保支援法(注1)で追加された継続個人型年金運用指図者(注2)による脱退一時金制度の個人資産の上限が25万円とされた。
(平成26年1月1日施行)
(注1) 国民年金および企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年8月10日施行)
(注2) 個人型年金加入者となれる者(自営業者等)であって、企業型年金加入者の資格喪失後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となり、かつ、2年間継続して個人型年金運用指図者である者。

厚生年金基金に関する通知の発出

関係通知

「厚生年金基金の設立認可について」等の一部改正及び「厚生年金基金の財政運営について」等の特例的扱いについて」の一部改正について（年発 0426 第 1 号）
（平成 24 年 4 月 26 日）

主な内容

代行型の基金において、中途脱退者の連合会への支給義務の移転を停止する経過措置を、平成 26 年 3 月 31 日まで期間延長されたもの。

関係通知

厚生年金基金における最低責任準備金及び純資産額の報告について（年企発 0625 第 1 号）
（平成 24 年 6 月 25 日）

主な内容

- 運用環境の悪化等に伴い、年金資産の代行割れ問題が深刻化していることから、代行割れの状況を早期に把握することを目的として、毎年度終了後 3 箇月以内に、最低責任準備金に対する積立状況を厚生労働省あてに報告することになった。
- 報告期限は、毎年度終了後の 6 月末日。（但し、平成 23 年度については平成 24 年 7 月 15 日までに提出。）

関係通知

「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について」の一部改正について（年発 0810 第 1 号）
（平成 24 年 8 月 10 日）

主な内容

最低責任準備金（継続基準）の算定に用いる平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの間の利率は、年 2.17% を使用するもの。

関係通知

A I J 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における財政運営についての特例的取り扱い等について（年発 0829 第 1 号）
（平成 24 年 8 月 29 日）

主な内容

- A I J 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いについて
 - ・平成 23 年度決算提出期限前に A I J 投資顧問への投資残高が確定しない場合は、平成 23 年度末における A I J 投資顧問への投資残高は、当該投資額のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて全損したものとして計上し、平成 24 年度以降の投資残高が確定した際に、当該年度の決算において収入として計上するもの。
（平成 23 年度決算及び財政検証から適用）
 - ・平成 23 年度決算提出期限前に A I J 投資顧問への投資残高が確定した場合は、A I J 投資顧問への投資残高は、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を含む。）を計上。ただし、決算手続き上特段の理由により、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を除く。）については平成 23 年度決算において全損したものとし、平成 24 年度決算において収入として計上することもできるもの。

(平成 23 年度決算及び財政検証から適用)

- A I J 投資顧問への投資残高のある厚生年金基金における財政運営についての特例的扱いについて
 - ・平成 23 年度決算における積立不足のうち、A I J 投資顧問への投資による損失額に係る積立不足の償却については、最大 20 年の償却期間を最大 30 年に延長するもの。また、特別掛金の段階引上げを用いる場合の最大 5 年の段階引上げ期間を最大 10 年に延長することができるもの。
- (通知発出の日から適用)

有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直し

関係法令

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」

(平成 24 年 9 月 26 日)

関係通知

「厚生年金基金の財政運営について」及び「厚生年金基金の設立認可について」の一部改正について (年発 0926 第 1 号)

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について (年企発 0926 第 1 号)

「確定給付企業年金制度について」の一部改正について (年発 0926 第 2 号)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について (年企発 0926 第 2 号)

(平成 24 年 9 月 26 日)

主な内容

- 予定利率の引下げを促進する措置 (確定給付企業年金、厚生年金基金)
 - ・予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、最大 20 年の償却期間を最大 30 年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。

(公布日施行・通知発出の日から適用)
- 給付減額の手続の明確化・簡素化 (確定給付企業年金、厚生年金基金)
 - ・母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、該当基準を明確化する。
 - ・受給者減額時に希望者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。
 - ・減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価及び各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

(公布日施行・通知発出の日から適用)

基準改正

日本の退職給付会計基準の改正

関係法令

企業会計基準委員会 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準 26 号) 及び「退職給付に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第 25 号)

(平成 24 年 5 月 17 日)

主な内容

財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、日本の退職給付に関する会計基準等の見直しが行われた。

主な変更点は、

- ① 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法
- ② 退職給付債務及び勤務費用の計算方法
- ③ 開示の充実
- ④ 複数事業主制度の取扱いの見直し
- ⑤ 長期期待収益率の考え方の明確化
- ⑥ 名称等の変更

適用時期は、

平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末の財務諸表より（上記②、④以外）

平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首より（上記②、④）

尚、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首より早期適用することも可。

法令・通知・基準改正（2011年12月-2012年3月）（第4号）

法令・通知改正

財政運営基準等の見直し（確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出金の緩和及び制度終了時における残余財産の優先分配の追加）

関係法令

厚生年金基金令の一部を改正する政令（厚生労働省：政令第417号）

（平成23年12月26日公布、即日実施）

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（厚生労働省：政令第418号）

（平成23年12月26日公布、即日実施）

主な内容

- 確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出金の緩和（厚生年金基金、確定給付企業年金（以下「DB」と言う））。制度の一部をDCに移行する場合、フルファンディングの必要があったが、移行部分の最低積立基準額に対する不足分を一括拠出すればよいこととなった。
- 制度終了時における残余財産の優先分配の追加（DB）。制度終了する場合、受給権者等に優先的に分配されることとなっているが、加入者負担がある場合には、この部分についても優先的に分配することが認められることとなった。

厚生年金基金の設立要件・財政運営の扱いに関する一部改正・特例的扱い

関係通知

厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について（年企発0131第1号）

（平成24年1月31日）

厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（年発0131第2号）

（平成24年1月31日）

主な内容

- 弾力化措置（時限措置）に関するもの
 - ・指定基金を除き、猶予明け後の掛金を規約に明記する条件のもと、掛金引上げ猶予の期間を平成25年3月末日まで延長された。
 - ・平成25年4月1日までに予定利率引下げに伴い給付減額する場合、当該規約変更基準日時点の不足金について掛金引上げを留保することができることとされた。
- 継続基準の財政検証に関するもの
 - ・貸借対照表に計上する債務（大分類）が責任準備金へ変更された（従前の未償却過去勤務債務残高と数理債務は欄外に記載）。
 - ・貸借対照表上および継続基準の判定において、資産評価調整額が廃止された。
 - ・責任準備金の下限を最低責任準備金（継続基準）とするルール（丈比べ）が廃止された。
 - ・最低責任準備金調整額が以下の算式に変更された。
$$\text{最低責任準備金調整額} = \text{当年度末最低責任準備金} \\ \times \{ (1 + \text{前年度の厚年本体利回り}) ^ (9/12) \\ \times (1 + \text{当年度の厚年本体利回り}) / 1.0723 - 1 \}$$
- 非継続基準の財政検証に関するもの
 - ・最低積立基準額に対する積立要件の経過措置(90%)について、平成24年度から段階的に2%ずつ引上

げ、5年間で経過措置が廃止されることとなった。ただし、引上げのスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要な場合、所要の検討を加え措置を講ずることとされた。

- ・基準に抵触した場合の対応のうち、「回復計画を作成する方法」は廃止とされ「積立比率に応じて必要掛金を設定する方法」のみとされた。ただし、「回復計画を作成する方法」は、計画に用いる前提を一部見直し、平成28年度までの経過措置とされた

- ・回復計画を作成する前提のうち、最低責任準備金付利率は、「厚年本体の直近5年の運用実績平均」または「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」とされていたが、前者は廃止され後者のみとされた。

- ・回復計画を作成する前提のうち、年金資産運用利回りは、「予定利率以下」とされていたが、「基金運用実績の直近5年平均」、「計画作成時の最低積立基準額の算定利率」および「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のうちいずれか大きい率を上回らないこととされた。

- ・非継続基準に抵触し追加掛金を算定する場合の資産は純資産額のみとされた。

- その他

- ・基礎率を全て見直して行う財政計算を財政再計算と定義し、次回財政再計算は当該財政再計算の5年後とされた。

- ・特別掛金率の算定にあたっては、加入員数の動向や将来の給与水準の変化を織り込むことができることとなった。

- ・過去勤務債務の償却において、掛金率の段階的引上げの要件であった、「選択一時金の休止」、「許容繰越不足金の制限」が撤廃された。

- ・選択一時金の上限を算定する割引率が、「支給開始要件を満たしたときの下限予定利率」または、「一時金受給時の直前の財政計算以降の最も低い下限予定利率」のいずれか低い率とされた。

- ・キャッシュバランスプランの再評価の指標として、一定の上下限（下限は単年度で0以上）を付した市場インデックスが使用できるようになった。

- ・業務報告書等の簡素化が図られた。

財政運営基準の見直しに係る省令・通知の変更

関係法令

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省：省令第13号）

（平成24年1月31日）

関係通知

「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について（年発0131第1号）

（平成24年1月31日）

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」及び「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について（年企発0131第2号）

（平成24年1月31日）

主な内容

- 弾力化措置（時限措置）に関するもの
 - ・猶予明け後の掛金を規約に明記する条件のもと、掛金引上げ猶予の期間を平成25年3月末日まで延長された。
- 継続基準の財政検証に関するもの
 - ・貸借対照表に計上する債務（大分類）が責任準備金へ変更された（従前の未償却過去勤務債務残高と

数理債務は欄外に記載可能)。

・貸借対照表上および継続基準の判定において、資産評価調整額が廃止された。

● 非継続基準の財政検証に関するもの

・最低積立基準額に対する積立要件の経過措置(90%)について、平成 24 年度から段階的に 2%ずつ引上げ、5 年間で経過措置が廃止されることとなった。ただし、引上げのスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずることとされた。

・基準に抵触した場合の対応のうち、「回復計画を作成する方法」は廃止とされ「積立比率に応じて必要掛金を設定する方法」のみとされた。ただし、「回復計画を作成する方法」は、計画に用いる前提を一部見直し、平成 28 年度までの経過措置とされた。

・回復計画を作成する前提のうち、年金資産運用利回りは、「予定利率以下」とされていたが、「運用実績の直近 5 年平均」、「当該事業年度末の最低積立基準額の算定利率」および「翌事業年度末の最低積立基準額の算定利率」のうちいずれか大きい率を上回らないこととされた。

・非継続基準に抵触し追加掛金を算定する場合の資産は、純資産額のみとされた。

● その他

・特別掛金率の算定にあたっては、加入者数の動向や将来の給与水準の変化を織り込むことができることとなった。

・過去勤務債務の償却における掛金率の設定において、段階的引上げが可能となった。

・老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たすものに支給する脱退一時金の上限額を算定する割引率が、「直前の財政計算以降の最も低い下限予定利率」と「給付額算定に用いる据置利率」のいずれか低い率となった。

・選択一時金の上限を算定する割引率が、「老齢給付金支給要件を満たしたときの下限予定利率」と「一時金受給時の直前の財政計算以降の最も低い下限予定利率」のいずれか低い率とされた。

・キャッシュバランプランの再評価の指標として、一定の上下限（下限は単年度で 0 以上）を付した市場インデックスが使用できるようになった。

・申請書類及び業務報告書の簡素化等が図られた。

平成 24 年 1 月以降最低責任準備金に付す利率について

関係告示

厚生労働省告示第 455 号（平成 23 年 12 月 20 日）

主な内容

最低責任準備金を算定する場合の平成 24 年 1 月以降の付利率が「 $\Delta 0.26\%$ 」と決定された。

平成 24 年度に適用する下限予定利率等について

関係告示

厚生労働省告示第 153 号（平成 24 年 3 月 26 日）

厚生労働省告示第 154 号（平成 24 年 3 月 26 日）

厚生労働省告示第 155 号（平成 24 年 3 月 26 日）

関係通知

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について（年企発 0326 第 1 号）

（平成 24 年 3 月 26 日）

主な内容

平成 24 年度に適用する掛金計算に用いる下限予定利率は「1.1%」、最低積立基準額の計算に用いる予定利率は「2.24%」と決定された。

法令・通知・基準改正（2011年8月-11月）（第3号）

法令・通知改正

指定基金の要件および健全化計画承認基準の改正

関係法令

「厚生年金基金令の一部を改正する政令（厚生労働省：政令第341号）」
（平成23年11月16日公布、即日実施）

主な内容

指定基金の要件が変更され、現行の「決算において3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金」に加えて、「直近決算において純資産額が最低責任準備金の8割を下回った基金」が追加された。

関係通知

「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」の一部改正について（年発第1116第1号）（平成23年11月16日）

主な内容

- 指定対象基金に「直近決算において純資産額が最低責任準備金の8割を下回った基金」が追加された。
- 目標達成のために必要な具体的措置について、内容及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とすることとなった。
- 健全化計画の財政見通しについて、最低責任準備金の予測に用いる利回りは厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りとし、年金資産の予測に用いる利回りは基金の運用利回りの過去5事業年度の平均、計画作成時の最低積立基準額の予定利率又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか大きい率を上回らないこととし、加入員数の見込みについては過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこととなった。
- 健全化計画は指定年度の2月末日までに提出するが、指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、遅くとも指定年度の翌年度の9月末日までに提出すればよいこととなった。
- 具体的措置の実施が見込まれ、その措置に基づく財政の見通しにおいて基金の財政の健全化が見込まれる場合に、健全化計画の承認が行われることとなった。
- 厚生労働大臣が健全化計画の変更を求める場合の提出期限について、変更を求めた日の翌日から起算して3ヵ月後の日が属する月の月末から、変更を求める際に期限を定めることに見直すこととなった。

パブリックコメントに対する意見及び回答

- 「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」に寄せられた意見及び回答が示された。
この内、指定基金健全化計画承認基準の見直しについては、意見を踏まえて改正の政令・通知が出状された。

法令・通知・基準改正（2011年4月-8月上旬）（第2号）

法令・通知改正

年金確保支援法案の成立

関係法令

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金等の一部を改正する法律（年金確保支援法）（厚生労働省）」

（平成23年8月4日成立、平成23年8月10日公布）

主な内容

- 国民年金法の一部改正
 - ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長（2年→10年）し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることが可能となった。
（施行日：平成23年10月1日までの間の政令で定める日）
 - ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとなった。
（施行日：法律の公布日）
 - ③ 国民年金の任意加入者（加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者）について国民年金基金への加入が可能となった。
（施行日：法律の公布日から2年以内の政令で定める日）
- 確定拠出年金法の一部改正
 - ① 企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするため、加入資格年齢が引き上げ（60歳→65歳）られた。
（施行日：法律の公布日から2年6ヶ月以内の政令で定める日）
 - ② 従業員拠出（マッチング拠出）が可能となり所得控除の対象とされ、また、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務が明文化された。
（施行日：従業員拠出・・・平成24年1月1日、継続的投資教育・・・法律の公布日）
 - ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報を取得することを可能とした。（他の企業年金等についても、同様の措置が講じられた。）
（施行日：法律の公布日）
- 厚生年金保険法の一部改正
 - ① 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法に特例が設けられた。
（平成17～19年度まで講じられた措置と同じ）
（施行日：法律の公布日）

通知の発出

関係通知

- 受託保証型確定給付企業年金に関する承認申請等に係る事務処理について（平成23年7月14日）
（事務連絡 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課）

主な内容

- 閉鎖型適格退職年金から確定給付企業年金への移行について、簡素かつ効率的な審査が望まれている

ことを踏まえ、事業主から委託を受けた受託機関が事業主に代わって実施の申請に係る申請書類を地方厚生（支）局に提出することができることなどとされた。

特別法人税の凍結延長

関係法令

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（法律第 82 号）（財務省）」

（平成 23 年 6 月 30 日）

主な内容

- 租税特別措置法第 68 条の 4 が改正され、特別法人税の凍結期限が「平成 26 年 3 月 31 日」迄延長された。

会計基準改正

IAS19「従業員給付」の修正

関係情報

国際会計基準 IAS 19 Employee Benefits の修正基準が 2011 年 6 月 16 日に国際会計基準審議会 (IASB) のウェブサイト上で公表された。

主な内容

- 給付建制度から生ずる損益の遅延認識のオプションを削除。
- 給付建制度に係る費用を勤務費用、純利息、再測定へ分解表示。勤務費用と純利息は純損益の中で、再測定はその他包括利益の中で表示。
- 給付建制度の特徴やリスク等に関する開示が要請。

法令・通知・基準改正（2010年4月-2011年3月）（第1号）

公的年金・社会保障・労働行政関係

日本・スペイン間で年金制度適用の調整に関する協定締結

関係条約

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定

（平成22年9月3日公布及び告示、平成22年12月1日効力発生）

主な内容

- 年金制度への強制加入に関する適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることが回避される。
- 相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担が回避されると同時に、年金受給資格期間の計算に関して相互に通算することができるようになる。

企業年金関係

確定給付企業年金制度にかかる、簡易な基準に基づく制度の範囲が拡大

関係法令

各給付企業年金施行規則の一部を改正する省令（平成22都市厚生労働省第104号）

（平成22年9月14日公布、即日実施）

主な内容

- 加入者数が300人未満の制度における簡易な掛金計算の方法（以下「簡易基準」）について、500人未満の制度に適用範囲が拡大されることになった。
- 簡易基準に基づく確定給付企業年金について、企業年金基金の規約変更（除く軽微な変更）に関する認可権限が、地方厚生局長（地方厚生支局長）に委任されることになった。
- 簡易基準に基づく掛金計算等の書類についての年金数理人の確認を、当分の間、省略可能とした。（これまでは平成24年3月末までの時限的な措置として実施されていた。）

指定厚生年金基金の指定及び健全化計画の取り扱いの変更

関係通知

『厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について』の一部改正について（年発0908第2号）

（平成22年9月8日）

主な内容

- 健全化計画の提出期限が指定年度の12月末から2月末に延長された。
- 解散の認可を準備中の厚生年金基金も指定基金の対象になった。
- 健全化計画の期首において、純資産額が最低責任準備金の9割を上回ることが見込まれる基金も指定の対象となった。一方、指定基金が指定年度の12月末時点の実績で純資産額が最低責任準備金の9割以上となったことが確認された場合には、指定が解除されることとなった。
- 健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利回りが、「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」から、「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りについての直近の過去5事業年度の実績の平均」又は「厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り」のいずれかに変更された。

東北地方太平洋沖地震による災害に伴う各種通知の発出

関係通知

- 東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について（年企発 0316 第 1 号）
（平成 23 年 3 月 16 日）
- 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者への権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について（年企発 0329 第 1 号）（平成 23 年 3 月 29 日）
- 東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について（年企発 0329 第 2 号）
（平成 23 年 3 月 29 日）

主な内容

- 巨大地震の影響に鑑み、掛金や給付の各期限等について特別措置が図られた。

退職給付会計関係

IAS19 修正「確定給付制度（公開草案）」コメント公表

関係情報

国際会計基準 IAS 19 Employee Benefits の公開草案 Defined Benefit Plans（2010 年 4 月）に対するコメントが 2010 年 9 月 6 日に締め切られ、国際会計基準審議会（IASB）のウェブサイト上で公表された。

主な内容

- 227 通のコメントが世界各国の事業主、アクチュアリー会、会計士協会、監査法人等から寄せられている。国別では欧州が半数近くを占めている。
- コメントの分析結果は、2010 年 10 月 20 日の IASB Meeting の資料に掲載されている。